

一般社団法人日本甲状腺協会会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条に定める社員が支払う会費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人日本甲状腺協会(以下「本協会」という)の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費)

第2条 定款第7条に規定する経費は、次に掲げるところによる。

- (1)正会員 300円
- (2)賛助会員(団体) 100,000円(口数は任意)
- (3)個人会員(主に医療関係者) 300円(5年間分で1,500円)

前項の年会費についてはその全額は法人目的事業のために充当するものとする。

第3条 満18歳未満の個人会員は、無料とする。

2 賛助会員(団体)は、1年分を所定の方法により納入しなければならない。

(資格喪失に伴う会員等の会費収入義務等)

第5条 会員又は賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

本協会は、会員又は賛助会員が納入した会費については、これを返還しない。

(規則の変更)

第6条 この規則を変更する場合は、総会の承認を得て行なうものとする。

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(附則) この規則は、令和5年3月1日から施行する。